

佐保地域自治協議会 第1回役員会 議事概要

2020(令和2)年4月25日(土)13:00～14:00

於 佐保地域ふれあい会館

出席者 13名 (役員総数13名、出席 役員12名+事務局1名)

中島佳彦会長 大島國祐副会長 川淵眞澄副会長

常任理事：浅川清仁 岡崎忠直 高松義直 廣岡博子 安田留美子 横田好弘

会 計：中村龍也

監 事：青木一和 山本靖弘

事務局：渡部文雄

配布資料

- (1) 令和1年度 佐保地域自治協議会 決算報告書
- (2) 佐保地域自治協議会規約改定案
- (3) 総会開催について
- (4) 佐保地域ふれあい会館の管理運営
 - ・ 会館管理に関する協定、臨時休館のお知らせ等
- (5) 市役所提出書類
 - ・ 令和2年度 佐保地域自治協議会 事業計画案、収支予算案

議事内容

1 開会挨拶 (中島会長)

2 過年度決算報告

自治協議会の過年度(2019.4.1～2020.3.31)決算報告書案の説明が行われた。

3 規約改定について

自治協議会の「規約改定案」及び「施行細則案(追加)」について事務局より提案され、全会一致で承認された。主たる改定・追加事項は以下の通り。

- ・ 第3条(事務所所在地)：若草公民館佐保分館→佐保ふれあい会館に変更
- ・ 第9条(役員の職務)：「自治協に関する啓発活動」を追加
- ・ 第16条(総会の開催)：緊急時等に役員会を以て総会に代えることが出来る旨追加
- ・ 第34条(事務局)：事務局に佐保ふれあい会館運営委員会を設置する旨追加
- ・ 施工細則の追加：事務局予算、情報の共有、各種会議へのアドバイザーの参画等の事項を規定

- ・ 以上の改訂は、次期総会日より施行する(次期総会に関しては項参照)

[注]上記は役員会の承認であり、規約改定は次期総会の議決を以て正式に発効する。

4 総会開催について

・新型コロナウイルス感染防止のため、自治協総会の開催が困難な状況を勘案し、当面以下の方針で自治協の活動を継続する方針を、事務局より提案。全会一致で承認された。

- ・6月28日開催予定の定期総会(過年度活動報告, 決算、新年度活動方針, 予算, 人事等を議決予定)を延期する。
- ・規約改定(第16条 総会の開催)の趣旨に沿って、6月28日に総会に代わる第2回役員会を開催し、「総会議案書」の暫定議決を行い、当面の自治協議会活動を継続する。
- ・上記暫定議決事項は延期された次期総会(現時点では11月21日予定)において追認するものとする。

5 ふれあい会館の管理運営について

標記に関し、市との協議経過、市～自治協基本協定書、及び現在のふれあい会館休館状況等について事務局より説明した。なお、現在の4/10～5/6間の休館は5月末迄延長される見込みである。

6 市提出書類の報告

4月16日に、新年度の自治協議会「事業計画書」及び「収支予算書」を奈良市へ提出し受理された旨、事務局より報告。

7 その他

- ・当面、自治協の集会は開催困難であるが、事務局としてホームページ等による情報の発信を図り、総会へ向けた準備作業等を進める。
- ・第2回役員会(6月28日)資料(総会議案書等)は事前に各役員へ送付する。

[事務局追記]

当面、総会, 理事会, 代議員会等の多人数の会議開催が困難なため、新年度の活動に必要な事項を次回役員会で暫定決議する措置をとることとなりました。これに伴い、理事, 代議員, 関係団体の方々には、改めて経過説明, 議事録, 総会議案書等を送付し、情報の共有を図るものいたします。また、自治協ホームページにも順次情報を掲載します。